

地理的表示保護制度と地域団体商標制度

高 原 千 鶴 子*

抄 録 日本において、地域で長年育まれた伝統的な生産方法や気候、風土、土壌といった生産地の特性と結びついた特徴を有する、いわゆる「地域ブランド」を保護する制度として、地理的表示（以下「GI」といいます。）保護制度と地域団体商標制度があります。これら両制度は、産品（商品）の名称を保護するという共通点より、類似した制度と捉えられることがありますが、実際は、管轄官庁（GIは農林水産省、地域団体商標は特許庁）も保護対象も全く異なる制度といえます。本稿では、両制度の違いについて、主にGI制度の観点から述べ、併せて、両制度を使い分ける戦略について言及します。

目 次

1. はじめに
2. 両制度の定義・マーク
 2. 1 定 義
 2. 2 マーク
3. 登録要件
 3. 1 申請（出願）主体
 3. 2 名称の要件
 3. 3 保護対象
 3. 4 産品（商品）との関係
4. 申請（出願）に必要な書類
5. 審査の流れ
6. 登録の成功例及び失敗例
 6. 1 成功例
 6. 2 失敗例（典型的なケース）
7. 両制度を使い分ける戦略
 7. 1 調整規定について
 7. 2 GIと地域団体商標のどちらを先に登録すべきか
 7. 3 既に、「地域団体商標」の登録を受けている場合に、更にGIを申請するメリット・デメリット
8. おわりに

1. はじめに

従来 of 商標制度では、「地域ブランド」が商標権として登録されるためには全国的な知名度が必要とされてきました。しかし、全国的な知名度を獲得する前の発展段階にある「地域ブランド」にとって、他者により地域外の商品や役務に使用されたり、或いは、品質の低い商品や役務に使用されたりして信用が毀損されるという事態が生じて農林水産関係者の期待に応えられるものではありませんでした。そこで、知名度の条件を緩和して「地域ブランド」を保護する「地域団体商標制度」が平成18年4月1日に商標法に導入されました。しかし、この制度としても、品質を守る規定がないことから品質を制度的に担保することは可能ではなく、また、侵害への訴訟等による対応を農林水産関係者等が行うことには一定の限界がありました。

この問題を解決すべく、地域の共有財産としての性格を有する農林水産物等をその生産地や品質の基準とともに登録することにより、生産

* 弁理士 Chizuko TAKAHARA

業者と需要者の利益を保護することを目的として、平成26年6月25日に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「GI法」といいます。）」が制定されました。なお、GIは、TRIPs協定第22条1で知的財産権の一つとして位置付けられ国際的に広く認知され、現在100以上の国・地域で保護されています。

2. 両制度の定義・マーク

2.1 定義

「GI」とは、特定農林水産物等の名称の表示をいい（GI法第2条3項）、「特定農林水産物等」とは、特定の地域を生産地とし、製品の特性がその生産地に主として帰せられるものをいいます（GI法第2条2項）。

一方、「地域団体商標」は、「地域の名称」と「商品（役務）名」等の組み合わせからなる文字商標であって需要者の間に広く認識されているものをいいます（商標法第7条の2第1項柱書）。

2.2 マーク

GIマーク（図1）は、GI法に基づいて登録された製品であることを証明するマークであり、製品にGIを使用することなくGIマークのみを使用することはできません（GI法第4条1項）。一方、地域団体商標マーク（図2）は、地域の名物が地域団体商標として特許庁に登録されていることを示す証として作成されたものであり、報道の用に供する目的等の一定の場合には、商品（役務）に地域団体商標を使用せずに地域



図1



図2

団体商標マークのみを使用することができます（地域団体商標マーク使用規定第4条3項）。

3. 登録要件

3.1 申請（出願）主体

GIの登録申請は、生産者団体が行います。生産者団体は、生産業者を直接または間接の構成員とする団体であり、構成員には、生産業者以外の関係者を含めることができ、ブランド協議会のように法人格を有する必要はありません。生産者団体は、生産行程管理業務を実施するために必要な、経理、人員体制を有しなければならない、また加入の自由が担保されていることが必要です。

一方、地域団体商標の登録出願は、地域に根ざした組合、事業協同組合等の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所、NPO法人等で法人格を有していなければならない、構成員として、資格者の加入の自由が担保されていることが必要です。

3.2 名称の要件

GIにおける製品の名称の登録要件は、名称から申請製品の生産地と特性を特定できなければなりません。「夕張メロン」や「神戸牛」のように地名を含む名称が一般的ですが、長野県木曾地方の漬物「すんき」や秋田県の漬物「いぶりがっこ」のように、全国でも当該地でしか生産されていない製品であれば、製品の名称に地名が含まれていなくても生産地が特定できるとして登録されます。また、名称中に図形や特殊字体を用いたり、或いは複数の名称を申請したりすることも可能です。しかし、普通名称や申請にあたって定めた新しい名称や既に商標登録されている名称（但し、商標権者等の同意があれば可）は登録対象外です。

一方、地域団体商標における名称の登録要件

としては、「地域の名称」と「商品（役務）名」等の組み合わせからなるもので、且つ、商標が文字のみであること、商標の構成文字が図案化されていないこと、普通名称でないこと等の条件を全て満たす必要があります。登録例としては、「江戸小紋」「足柄茶」等があり、また、産地等を表示する際に付される文字として慣用されている「本場」「名産」「〇〇産」「〇〇の」等の文字の登録例として「本場大島紬」「仙台名産笹かまぼこ」「一色産うなぎ」「京の伝統野菜」等が挙げられます。

3. 3 保護対象

GI制度の保護対象である農林水産物等の範囲は、全ての食用農林水産物等（飲食料品を含む）及び非食用農林水産物等のうち政令で指定された13品目（観賞用植物、工芸農作物、立木竹、観賞用魚、真珠、飼料、漆、竹材、精油、木炭、木材、豊表、生糸）を指します。ただし、酒類、医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品は含まれません。これまでに、登録産品として、国内98産品にイタリアの産品であるプロシュット デイ パルマを加えた計99産品が登録されています。

一方、地域団体商標の保護対象の範囲は、すべての商品及び役務に及びます。

3. 4 産品（商品）との関係

GI産品は、生産地における人的な特性（伝統的な製法及び地域伝統の文化・行事等）と自然的な特性（気候・風土・土壌等）とが、産品の特性（品質・社会的評価等）と結び付いた状態で、一定期間（概ね25年）生産が継続されていることが必要です。しかし、連続して生産されている必要はなく、また、地域団体商標のように一定程度の需要者の間に広く認識されているといった周知性も必要ありません。

一方、地域団体商標については、商品（役務）

に使用された結果、一定範囲の需要者（例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の最終消費者または取引事業者）に認識されていることを必要とし、また、当該商標の周知性を客観的に確認できる資料（県知事からの周知性を認証する回答書、県外において周知であることが確認できる出荷伝票・注文伝票、市場シェアや販売地域を示す資料等）を提出しなければなりません。

4. 申請（出願）に必要な書類

GIの申請手続きには、「申請書（願書）」（GI法第7条1項）、添付書類として「明細書」（GI法第7条2項）、「生産行程管理業務規程」（GI法第7条2項・3項）等の書類が必要です。申請手数料は不要で、登録を受けたときに登録免許税を払いさえすれば、その後（例えば後述の業務実績報告書の要件違反等により）登録が取り消されない限り存続し、更新等の手続きは不要です。

A. 申請書（願書）には、申請者、農林水産物等の区分・名称・生産地・特性・生産の方法等を記載します。

B. 明細書は、「特許明細書」を作成する要領で作成します。対象物である農林水産物等について根拠のある客観的及び機能する事実（必ずしもデータである必要は無い）を記載し、代理人であれば現地に赴いて産品の状態を調査確認し、申請人との相談により得られた当該産品の品質、社会的評価、その他の確立した特性を明細書に記載する必要があります。単なるペーパーワークと捉えて明細書を作成すると審査官から何度でも書き直しを命じられることがあります。明細書において特に重要な点は品質で、下記の①～⑤の要素を踏まえて、同種の産品と比較して差別化された特徴を説明しなければなりません。

- ①物理的な要素（大きさ、形状、外観…）
- ②化学的な要素（酸味、糖度…）

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- ③微生物学的な要素（酵母，細菌…），
- ④官能的な要素（食味，色，香り，風味…），
- ⑤社会的・歴史的評価等（内閣総理大臣賞や農林水産大臣賞の受賞…）等で，

例えば，申請に係るリングは，他の一般的なリングと比べて糖度が平均〇〇度高い，干柿の大きさは小ぶりで餡色をしており他の干柿と比べて半分ほどの大きさである等具体的でなければならず，単なる抽象的表現（おいしい，素晴らしい，美しい）等では認められません。

C. 生産行程管理業務規程は，生産者団体が行う業務を規定したもので，その内容は，明細書の作成又は変更を行い，また，生産業者が，明細書に記載された品質基準に適合した産品を生産し出荷できるように生産行為や品質管理のチェックや必要な指導，検査その他の業務を行うことです。そして，当該業務の実績を記した報告書を年に1回以上農林水産省に提出しなければなりません。

一方，地域団体商標の出願書類としては，「地域団体商標登録願（願書）」，添付書類として「登記事項証明書」「設立根拠法の写し」「商標の周知性を証明する資料」等の書類が必要で，区分に応じた出願料・登録料を納付する必要があります。また，更新の際には更新登録料の納付も必要です。しかし，GIの申請手続と異なり，制度上，商品の品質等の特性を記載した明細書の様なものを提出することは要求されていません。

5. 審査の流れ

GIの審査は，農林水産省食料産業局知的財産課にて，申請の受付順に行われます。審査官は，申請内容がGI法等に従っているかについて審査を行い，申請内容に不備等がある場合には，補正指示や現地調査の確認が行われることがあります。なお，地域団体商標の登録出願と異なり，拒絶理由通知はありません。農林水産省は，申

請書や明細書等を提出した生産者団体に対し，それらの書類に不備を見つけた場合，登録に繋がる適切なアドバイスや必要があれば現地調査等の種々のサポートを提供してくれます。一度登録を拒否（拒絶理由通知ではありません）された場合であっても，申請者側が辛抱強く諦めさえしなければ根気よく応対してくれますので，相談することをお勧めします。申請内容が補正され，或いは，補正すべき不備が無い場合は，申請の内容が農林水産省ホームページに公示され，公示後3ヶ月間は意見書提出期間が設けられています。意見書の提出期間が経過した後，学識経験者からの意見の聴取を行い，その意見を基に農林水産大臣が登録の可否を判断し，登録は，農林水産省ホームページに公示されます。登録後のGIの不正使用に対しては，農林水産省が登録生産者団体に代わって，差止請求，損害賠償請求等の訴訟等に対応してくれます。

一方，地域団体商標の審査は，特許庁への出願後，方式上又は登録できない理由が発見された場合には，審査官より手続補正指令や拒絶理由の通知がされます。それに対し，出願人は意見書を提出したり，指定商品（役務）を補正したりすることで拒絶理由を解消します。出願の内容に問題が無い場合，または，拒絶理由が解消した場合には，特許庁から登録査定が届くので，登録料を納付することにより商標権が発生します。登録後の地域団体商標の不正使用に対しては，自ら訴訟等に出発して対応しなければなりません。

6. 登録の成功例及び失敗例

6. 1 成功例

GI「あおりカシス」登録第1号

登録生産者団体「あおりカシスの会」

カシスは，酸味が強く生食には向かないフルーツで，栽培当初は農協婦人が自家用に栽

培ってカシスの普及に努めていましたが、知名度が低く中々売れませんでした。カシスのアントシアニンを多く含む品種特性と青森の夏季冷涼な気候がカシスの栽培に適していることから、昭和60年に（現）あおもりカシスの会を発足させて特産化を目指し、栽培技術の向上と生産量の増加を図るために青森県と連携しました。その結果、平成19年度にはカシス生産量日本一となり特産化に成功し、GIの登録を得てからは、一般向け販売量が1.5倍に増え全国的に知名度が向上しました¹⁾。

地域団体商標「豊岡鞆」登録第5002122号
権利者「兵庫県鞆工業組合」

以前の豊岡の鞆産業は、OEM生産が主流で、その為に「豊岡のかばん」として世に出ることは少なく、ブランド力を高めることができませんでした。そこで、組合内に地域ブランド委員会を立ち上げ、地域全体が一体となって「豊岡鞆」を広める取り組みを行って地域団体商標を取得し、取得後は、取引条件が好転し、上質な鞆をより販売力の高い所へ卸すことができるようになりました²⁾。

6. 2 失敗例（典型的なケース）

GIの場合は、生産者団体の仲間内で明細書の記載条件について同意が得られなかったり、或いは製品の品質の表示方法に迷ったりして登録申請前の段階で登録を断念したり、或いは、申請後に概ね25年という使用実績や生産地と製品の特性との結びつきが見られないという理由で農林水産省に登録を拒否されています。

一方、地域団体商標の場合は、審査官からの周知性の使用証拠への数度の提出要求に対応できない、或いは、使用の段階で同一又は類似名称を使用していた結果、出願名称が周知性の獲得に成功していないとの理由で特許庁に登録を拒絶された例が挙げられます。

7. 両制度を使い分ける戦略

GI法と商標法を使い分ける戦略として、まず、両法の調整規定について述べ、その後、GIと地域団体商標のどちらを先に登録すべきか、また、地域団体商標が既に登録されている場合にGIを重ねて登録するメリット・デメリットについて言及します。

7. 1 調整規定について

(1) GI申請した製品の名称と同一又は類似の商標が、すでに商標出願・登録されていた場合には、商標権者等は、当該登録商標を商標として使用する限り、GI法の使用規制を受けずに使用できます（GI法第3条2項2号）。

(2) GI申請の日前から、商標法により先使用権を認められた者は、当該権利に係る商標をそのまま使用する限り、GI法の使用規制を受けずに使用できます（GI法第3条2項3号）。

(3) GIが登録商標と同一又は類似である場合は、原則としてGIの登録は拒否されます。しかし、例外として、当該GIの申請を行った生産者団体が当該登録商標にかかる商標権者等であった場合、或いは、当該商標権者等から承諾を得た場合には、GIは登録が認められます（GI法第13条1項4号ロ・GI法第13条2項）。

(4) GIが登録されたときは、商標権の効力は、GIの使用行為に及びません（商標法第26条3項）。

7. 2 GIと地域団体商標のどちらを先に登録すべきか

両制度とも厳しい登録要件があり、それらを精査して決める必要がありますが、GIとは既に社会的・歴史的評価が確立している生産地と気候や地形の自然的要因とが深く結び付いた産品

の特性（糖度〇〇度のあまさ、もっちりとした食感、きれいな餡色）等の品質管理を農林水産省が行うことで、当該産品に対する消費者の信用を強固に確立することができ、GIの不正行為に対しては、農林水産省が代わりに取り締まってくれることを特徴とする「産品の品質」に重きを置く制度であり、一方、地域団体商標は、名称の周知性に重きをおく商品（役務）というブランド志向型の制度で、不正行為に対しても、自ら訴訟等に対処しなければならないという特徴から、GIを先に選ぶのは、生産業者の数が少数の農業関係の団体で、資本力に乏しいけれども産品の品質には絶対的な強みを持っている団体に向いていると思います。一方、地域団体商標を先に選ぶのは、周知性というブランド力が強力で品質の担保という限定がなく商品（役務）の販売や提供ができる資本力に富む会社（団体）に向いていると思われます。

7. 3 既に、「地域団体商標」の登録を受けている場合に、更にGIを申請するメリット・デメリット

メリットは、産地と結び付いた品質が国により認定されているので、需要者に安心感を与え需要増加の一因となり、また、海外に輸出した場合には、GIマークは海外でも使用可能で真の

日本の特産品として対応され、また、地理的表示の不正使用に対し、何人も、申し出れば、農林水産大臣が代わりに違反者に対応してくれる点です。

一方、デメリットとしては、登録後に生産者団体は、毎年1回以上生産行程管理状況について農林水産省に実績を報告する義務があり、違反した場合には、農林水産大臣から措置命令が出され、当該命令に従わない場合には登録を取り消されることもあります。また、不正使用に対し、生産者団体は、自ら差止請求権、損害賠償請求権等を行使できず、直接的な対応ができないという不便な面もあります。

8. おわりに

海外における産地偽装品や模倣品について調査・情報収集等を共有する体制として「農林水産知的財産保護コンソーシアム」が農水省により設立されていますのでご興味のある方は、インターネット検索をされてはいかがでしょうか。ご参考になると思います。

注 記

- 1) 農林水産省HP「登録産品一覧 第1号」
- 2) 地域団体商標ガイドブック2018・32頁

(原稿受領日 2020年10月1日)